

株式会社名古屋建築確認・検査システム
グリーン住宅ポイント対象住宅証明書発行業務料金規程

(目的)

第1条 この規程は、「株式会社名古屋建築確認・検査システム グリーン住宅ポイント対象住宅証明書の発行業務規程」第11条第1項に基づき、適合審査料金の額等を定める。

(適合審査料金の額)

第2条 当機関の適合審査料金は、住宅の別等により、表第1及び表第2に定めるものとする。

- 2 変更にかかる適合審査料金は、表第1及び表第2に定める額の2分の1の額とする。ただし、軽微な変更にかかる料金は、5,500円(消費税込)とする。
- 3 証明書の再発行については、5,500円(消費税込)とする。

(適合審査料金の受領)

第3条 適合審査料金については、現金にて料金を徴収する。

- 2 適合審査料金については、申請者の希望により振込払いによる徴収とすることができる。この場合においては、振込手数料は申請者の負担とする。
- 3 前2項の取り扱いについて、手数料等の特別契約を結んでいる契約者が関係する場合に限り、特別契約によるものとする。

(適合審査料金の消費税の取扱)

第4条 適合審査料金は消費税の標準税率を徴収するものとし、総額表示とするものとする。

付則 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

グリーン住宅ポイント対象住宅証明書発行業務料金表

2021年4月1日

グリーン住宅ポイント対象住宅証明書の発行料金には、消費税が加算されます。

消費税率 10%

適合審査料金

業務区域 愛知県
対象建築物 新築の一戸建ての住宅及び共同住宅等

表第1 注文住宅の新築・新築分譲住宅の購入(一戸建て、共同住宅の一住戸単位)

(単位:円、消費税込)

基 準	料 金				
	単独申請※1	株式会社名古屋建築確認・検査システムに申請がある場合			
		確認等※2	住宅性能証明 ※3	設計評価※4 建設評価※5	
一戸建て の住宅	断熱等性能等級4※ かつ 一次エネルギー消費 量等級4以上 (※建築物省エネ法による外皮性能基準による場 合を含む)	55,000	33,000	33,000	22,000
	一次エネルギー消費量等級4以上のみの審査※6 フラット35S適合証明書(金利Bプランの省エネル ギー性の基準に適合しているもので令和2年12月 以前に設計検査の申請をしたものに限る)	■お取り扱い しません	11,000	11,000	11,000
	断熱等性能等級4のみの審査※7 フラット35S適合証明書(金利Aプランの省エネル ギー性の基準(一次エネルギー消費量等級5以上 に限る)に適合しているものに限る)		5,500	5,500	5,500
共同住宅等	断熱等性能等級4※ かつ 一次エネルギー消費 量等級4以上 (※建築物省エネ法による外皮性能基準による場 合を含む)	見積もり	33,000	33,000	22,000
	一次エネルギー消費量等級4以上のみの審査※6 フラット35S適合証明書(金利Bプランの省エネル ギー性の基準に適合しているもので令和2年12月 以前に設計検査の申請をしたものに限る)	■お取り扱い しません	11,000	11,000	11,000

- ※1 単独申請とは他機関で確認申請等をしたものをいいます。
(注1) 一戸建ての住宅はモデル住宅法による場合も同じです。
(注2) ■他機関の審査内容を参照できないため、「限定審査」はお取り扱いできません。
- ※2 確認等とは、株式会社名古屋建築確認・検査システムに確認申請
若しくはフラット35S適合証明申請(省エネルギー性B金利)または確認申請及びフラット35S適合証明申請
(省エネルギー性B金利)の同時申請をした場合を言います。
- ※3 住宅性能証明とは、株式会社名古屋建築確認・検査システムで確認申請と併せて「贈与税の非課税措置の
住宅性能証明書」(断熱等性能等級4または一次エネルギー消費量等級4若しくは5を取得しているものに限る)
を取得しているものを言います。
- ※4 株式会社名古屋建築確認・検査システムで設計住宅性能評価書(断熱等性能等級4または
一次エネルギー消費量等級4若しくは5)を取得しているものを言います。
- ※5 株式会社名古屋建築確認・検査システムで建設住宅性能評価書(断熱等性能等級4または
一次エネルギー消費量等級4若しくは5)を取得しているものを言います。
- ※6 株式会社名古屋建築確認・検査システムでフラット35S適合証明書(省エネルギー性B金利)
を交付したものに限りです。
- ※7 株式会社名古屋建築確認・検査システムでフラット35S適合証明書(省エネルギー性A金利)
を交付したものに限りです。

表第2 賃貸住宅の新築(オーナー住宅または非住宅部分を含む賃貸住宅は不可)

(単位:円、消費税込)

基 準	料 金
建築物省エネ法に基づく住宅トップランナー制度の賃貸住宅にかかる基準の審査※8	設計住宅性能評 価の共同住宅等 の料金を準用 フローア入力法 による場合は見 積もり

※8 当該共同住宅等が基準省令第1条第1項第2号イ(1)に適合すること及び当該共同住宅等のBEI(設計一次エネル
ギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。))を基準一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費
量を除く。))で除したものをいう。)が0.9以下であることの審査となります。

その他 グリーン住宅対象住宅証明書の再発行にかかる料金は、5,500円(消費税込)となります。